

心身障害者出張調髪サービス事業について

1 事業内容

理・美容師が自宅に出張し、調髪・顔剃りをいたします。（理容は調髪・顔剃り、美容は調髪のみを行います。洗髪はおこないません。）実施回数は年6回以内です。（2か月に1回の割合のため、申請した月によって利用可能な回数が変わります）

2 対象者

次のすべてに該当する方

- ①区内で在宅である
- ②身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度で常時複雑な介護を必要とする、または、常時寝たきりで、店舗での調髪ができない
- ③疾病等により、自ら理容・美容店に行くことが困難である

3 自己負担金 無料

4 申請方法

【必要書類】 ・身体障害者手帳または愛の手帳
・心身障害者調髪サービス申請書
（電話頂ければ郵送します。ホームページからダウンロードも可能です。）

【申請方法】 防災センター2F11番 障害者支援課障害者福祉係へ提出または郵送

5 利用方法

- ①申請書提出後、サービスの支給が決定しますと、区から調髪券と理・美容店の名簿を送付いたします。
- ②名簿の理・美容店に連絡し、サービスを受ける日程を相談・決定してください。
- ③サービス当日、調髪券を理・美容師に渡してください。
※調髪券1枚につき、サービスが1回利用できます。

6 利用の際の注意点

- ・利用できるのは調髪券の交付を受けた本人のみです。
- ・原則自宅での調髪となります。ただし、店舗で利用できる場合があります。希望の際は、事前に店舗にお問い合わせください。
- ・サービスを受ける際は介助者をつけてください。
- ・身体状況等よりサービスの利用が適当でないとして理・美容師が判断した場合、サービスの利用をお断りさせていただく場合がございます。
- ・原則調髪券の再発行はいたしません。